

岩手県告示第465号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成21年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成21年4月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 山影建設
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中堤町30番40号
    - ウ 代表者の氏名 山影安蔵
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第293号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成21年4月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 中里工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡川井村大字川井第2地割1番5号
    - ウ 代表者の氏名 中里定郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第424号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月19日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成21年4月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 橘建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字大坪35番地1
    - ウ 代表者の氏名 橘富雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第659号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月10日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成21年4月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高橋電気工事社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東仙北一丁目11番66号
    - ウ 代表者の氏名 高橋哲夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第3466号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月31日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成21年4月6日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社タケヤス
- イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字森の前144番地
- ウ 代表者の氏名 熊谷正子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第4858号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成21年4月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 渡辺水道土木株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市金矢第4地割52番地1
- ウ 代表者の氏名 佐藤公一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第8340号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成21年4月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社燦ケミカル
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ六丁目1番23号
- ウ 代表者の氏名 三上誠
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第9553号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年4月20日付け建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成21年4月2日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 阿部興業
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町小屋敷字古屋敷70番地
- ウ 代表者の氏名 阿部義昭
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第20318号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成21年3月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成21年4月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 マルモシステム株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区佐倉河字東柳ノ町18番地1

ウ 代表者の氏名 菊地弘尚

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第60099号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成21年4月1日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。